

養成施設等の運営で留意すべき事項について

1 学則等の内容に関する事項

学則及び細則で定めているにもかかわらず、学則等に即した運営がなされていない事例や学則等に定めていないにもかかわらず、運営されている事例がみられるため、指定規則等を順守しつつ、実情に即して学則等を適宜見直し・改正するなどをし、学則等に即した運営がなされるよう留意願いたい。

2 変更申請及び届出手続き並びに定期報告に関する事項

(1) 変更申請及び届出手続きについて

指定規則等で定められている事項について変更する場合、あるいは、変更が生じた場合は、一定期間内に事前の変更申請あるいは事後に変更を届け出ることとされているが、学則等に変更があったにもかかわらず、変更申請あるいは変更届出がなされていない事例が散見されているので、学則等を変更しようとする場合には、必要な手続きを行うよう留意願いたい。

なお、職種によって変更申請及び届出の事項は異なる（例えば、介護福祉士や社会福祉士は、実習指導者の変更についても届出を要する。）ため、職種ごとに法令等を再確認し遅延のないよう必要な手続きを行っていただきたい。

(2) 定期報告について

法令等に基づく毎学年度の報告（以下「定期報告」という。）については、定められた期限までに定められた事項について報告することとされているが、報告の期限が守られていない、報告する事項の内容が実績と異なっている事例がみられるので、報告期限を順守するとともに、報告内容については実績に基づき報告されるよう留意願いたい。

※報告期限：毎年5月末まで、但し管理栄養士及び栄養士養成施設においては毎年7月末まで

なお、報告済の定期報告の内容について、訂正する必要がある場合、あるいは、報告の事項について不明な点がある場合については当局まで照会されたい。

3 教員に関する事項

(1) 教員の資格要件等について

教員を採用するにあたって、指定規則等で定められた教員の資格要件を把握していない、あるいは、本人が所有している資格等を十分に確認しなかったため、

採用した教員が教員の資格要件を満たしていない事例が見受けられた。当該教員要件を満たさない者によって実施された授業については正規の授業として認められない。

従って、教員を採用する際には、指定規則等で定められた教員要件を十分把握するとともに、教員の資格要件を満たしていることを履歴書以外に、免許証、資格登録証、大学や大学院等による履修証明書、学位記、卒業証明書、研究業績書、研究論文等の原本で確実に実施し、写しを取る等したうえで採用するよう、特に留意願いたい。

なお、教員の採用に当たって、指定規則等で定める教員要件に該当するか否か疑義があるときは、当局に相談されたい。

(2) 教員の出勤簿の管理について

出勤簿の押印漏れが散見されており、勤務実態と授業実績の一致確認が取れない事例が見られるため、出勤簿の管理を確実にされたい。

4 学生等に関する事項

(1) 入学又は入所定員の遵守について

入学又は入所（以下「入学等」という。）定員については、指定規則等で遵守することとされているところであるが、恒常的に入学等定員を超えて入学等させている事例が散見されているので、入学等定員を順守するよう留意願いたい。

(2) 入学等資格の確認について

学生等が養成施設等に入学等する資格の確認について、入学等資格要件を満たす学校の「卒業証明書」等をもって確認すべきところ、入学等資格を十分に確認しないまま学生等を入学等させていた事例も散見されているので、学生等が養成施設等に入学等することができる資格を有していることがわかる書類を確実に徴し、確認するよう留意願いたい。

5 授業に関する事項

(1) 授業時間数の不足について

授業の実施について、授業時間数の不足が散見されているので、担当教員まかせにすることなく、養成施設全体として、授業時間数を把握・管理できる運営体制の構築及び養成施設等を設置する設置者としても養成施設等の運営状況を把握・管理する体制を整備し、学則等で定めた教科目の授業時間数に不足が生じないように、特に留意願いたい。

(2) 学生等の出欠席管理について

学生等の授業の出欠席状況の記載漏れや履修認定に必要な出席時間数の確認不足がみられることから、上記(1)において説明しているのと同様に、学生等の出欠管理については、担当教員まかせにすることなく、養成施設全体として把握・管理し、適正に履修認定を行うよう留意願いたい。

(3) 授業を行う学生等数について

法令等で授業を行う学生等の数が定められている養成施設等において、定められている人数を超えて授業を実施している事例が散見されているので、当該規定人数を厳守するよう留意願いたい。

6 成績評価及び履修認定に関する事項について

教科目の成績評価等について、学則等で客観的な評価基準を定めることなく、成績評価を行っている、あるいは評価基準を定めているにもかかわらず、公平・公正な成績評価がなされていない事例がみられるため、適正な成績評価及び履修認定を行うよう留意願いたい。

また、教科目の授業に不足が生じている、出席時間数が不足しているにもかかわらず履修認定していることがないよう授業の実施及び出席状況の管理を確実にされたい。

7 施設設備等に関する事項

指定規則等で定められた施設設備等について、模型等の教育用機械器具が必要数備えられていない、図書の蔵書数が不足している事例がみられるので、指定規則等で定める教育用機械器具や図書の蔵書の整備について必要な措置を講じるよう留意願いたい。

なお、特に、教育用機械器具や図書においては、定期的に補充・更新等をし、学生等のための学習環境の維持・向上に努められるよう留意願いたい。